

豊能町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊能町が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 豊能町が発注した工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建設工事（ただし、年間維持工事を除く。）については、同一の者に他の発注機関も含めて2件の工事の現場代理人を兼任させることができるものとする。

- (1) 兼任できる建設工事は、豊能町管内の工事であること。
- (2) 1件ごとの予定価格が、それぞれ10,000,000円未満の工事であること。
- (3) 第4条の現場代理人の兼任届の提出日における1件ごとの契約金額が、それぞれ10,000,000円未満の工事であること。
- (4) 安全管理上の理由により、町長が兼任を認めることが適当でない判断する工事でないこと。

2 前項に規定する建設工事については、仕様書等にその旨を記載することとする。

(兼任を認める条件)

第3条 第2条に規定する建設工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 受注者が兼任させようとする現場代理人と豊能町との連絡体制が確保されていること。
- (2) 受注者が兼任させようとする現場代理人が必ずいずれかの工事現場に駐在し、町長又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- (3) 受注者が現場代理人を既契約工事と兼任させる場合、既契約工事の発注者・監督員に兼任することが認められた場合であること（豊能町発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関も兼任を認めていることが必要）。
- (4) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、豊能町が発注する予定価格が10,000,000円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (5) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、第4条の現場代理人の兼任届の提出日における契約金額が10,000,000円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (6) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
- (7) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、豊能町が発注する予定価格が10,000,000円以上の工事の主任技術者でないこと。

(8) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。

(9) 必要に応じて受注者が兼任させようとする現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の手續)

第4条 受注者は、現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任届（別記様式）を町長に提出することとする。

(兼任の中止等)

第5条 第4条の規定による届出内容に虚偽があった場合は、町長は、兼任を認めないものとし、兼任を認めた後に虚偽が発覚した場合は、兼任を中止し、新たな現場代理人の配置を受注者に求めるとともに、指名停止等必要な措置を行う。

2 町長は、連絡体制の不備等兼任に支障があると認めた場合には、兼任を中止し、新たな現場代理人の配置を受注者に求めることができる。

(現場代理人の責務)

第6条 現場代理人は、兼務する一方の工事現場に駐在しているときであっても、他方の工事の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。